

懲 罰 規 程

第一条 規約第四十六条の規定にもとづきこの規程を定める。

第二条 規約第四十六条による懲罰は、警告、戒告、権利停止、除名とする。

一．警告は本人に対し口頭で注意を与え反省を求める。

二．戒告は本人に対し文書で注意を与え反省を求めると共にその経過を組合員全員に発表する。

三．権利停止は一定期間組合員たるすべての権利を停止すると共にその経過を全組合員に発表する。

四．除名告示をすると共にその経過を全組合員に発表する。

第三条 執行委員会が規約第四十六条に該当する事件のあることを知った場合は直ちに調査を開始し、中央委員会にその経過と意見を報告しなければならない。中央委員会は調査委員会を設けてこれを審議し、その処理を決定する。その処理が警告又は戒告の場合は中央委員会の決定を最終とする。

第四条 執行委員会、中央委員会はこの審査にあたり、当該関係者ならびに証人の出席を求めることができる。

第五条 執行委員会、中央委員会の調査審議に際して当該者は自己の権利擁護のため組合員の中から弁護人を立てることができる。

第六条 中央委員会の権利停止、除名の決定に不服な者は、つぎの大会で再審議を求めることができる。その旨を中央委員会決定の日から一週間以内に執行委員会に申し出た場合は大会で決定するまでは制裁をうけることはない。大会は調査委員会を設けてこれを審議し、その処理を決定する。大会の決定を最終とする。但し除名処分となった者でも事情によっては大会の決議により復権することができる。

第七条 支部で制裁の決定をうけ、これに不服なものは執行委員会に提訴することができる。その後の取扱いは第三条以下の規定による。

第八条 この規程の改廃は中央委員会の議決により行う。

第九条 調査委員会の調査の結果、次の四項目を満たしている場合は、規程第六条にも拘らず、規程第二条第三項および第四項の懲罰を中央委員会で確定することができる。

一．懲罰に値する行為が破廉齢罰として明らかである。

二．証拠により再調査を要しないほど、その事実が明確である。

三．懲罰に早急に確定しないことが、公企労の社会的責任・名誉に著しい害を与えるという緊急性があること。

四．中央委員会の三分の二以上の多数の賛成があること。

附 則

この規程は 1965 年 11 月 20 日より実施する。

附 則

この規程は 1969 年 2 月 20 日より実施する。